

## 産業法研究会報告：商事判例研究

九州大学産業法研究会

梶山，純

<https://doi.org/10.15017/1670>

---

出版情報：法政研究. 40 (2/4), pp.224-227, 1974-03-20. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

産業法研究会報告

— 商事判例研究 —

喪失した白地手形について除権判決を得た者の手形債務者に対する手形の再発行請求権（積極）

昭和四八年三月一九日名古屋高裁第三民事部判決（昭和四六年（ネ）東手形金請求控訴事件、控訴棄却）週刊金融商事判例三七二号一七頁

〔事実〕 控訴人Xは被控訴人の代理人を通じて被控訴人Yに交換手形残金支払に代えて受取人欄のみ白地の約束手形の振出交付をなしていたが、被控訴人Yはその後本件白地手形を紛失したので公示催告手続にもとづいて除権判決を受けた。そして、この除権判決によって手形の再交付請求をなしたが拒絶されたので被控訴人（原告）Yは手形の再交付請求ならびに再交付義務不履行の場合の損害賠償を控訴人（被告）Xに對して求めた。原審はこの被控訴人Yの主張を全面的に認めたので、控訴人Xは白地手形の除権判決取得者には消極的効果のみを認めるべきであるとして控訴に及んだのが本件である。

〔判旨〕 控訴棄却

- (1) 白地手形の除権判決取得者に手形再発行請求権を認めなければ被控訴人の権利の救済はきわめて不充份であり、完成手形の除権判決取得者に比して著しく権衡を失することになる。
- (2) 除権判決を得た手形について再交付請求権を認めた規定は

ないが、これは手形が株券と異り短期間流通の一次的証券であり、かつ、現時におけるごとき多数の白地手形の流通（これは公知の事実である）を予想しなかったため商法二三〇条に対応する規定をおかなかつたにすぎない。手形法上の規定がないからといって、除権判決を得た喪失手形につき、その再交付請求権を絶対に否定すべきものと解してはならない。

〔研究〕 一 白地手形を喪失した場合に当該白地手形について公示催告手続ならびに除権判決を受けうることにについては学説判例一致してこれを認めている。ところで、白地手形について除権判決がなされた場合にはつぎの三説が鼎立している。すなわち、(1) 第一説 当該白地手形については消極的効力（民訴七八四条）のみしか発生しない。つまり、当該手形の無効宣言のみを受けうるにすぎず、完成手形のような積極的効力（民訴七八五条）はうけ得ないとする説（竹田・手形法小切手法九四頁。大隅河本・手形法小切手法四五六頁。大森・判決があつた場合と右手形再発行請求権）(2) 第二説 白地手形の除権判決にも消極的効力のみならず、積極的効力をも認めるべきであつて、積極的効力として白地手形の再交付請求権を認めるべきであるとする説（前田・手形小切手判例百選一七四頁。高窪・「白地手形についての除権調している。なお、原審判決も理論的根拠は異なるが結論は同じである（名古屋地裁昭和四六年一〇月一六日判例時報六五八号七五頁）」）(3) 第三説 白地手形の除権判決に完成手形と同様に積極的効力を認めるべきであるとする点では第二説と同じであるが、除権判決と補充権の手形外の行使、具体的には除権判決と補充権の内容をなす意思

表示とでもって、直ちに権利行使が認められるとする説（河本・「除権判決の対象となる証券—民商法雑誌四三卷二五三頁。長谷川・「白地手形の基本的認識と除権判決の効果」—民商法雑誌六九卷一三三四頁。反対、最判昭和四三年四月二日民集二二卷四号九一頁。最判昭和五年二月一七判例）あるいは、除権判決書に原告の補充の意思を明記した書面を付して権利行使をなし得るとする説（田中（誠）手形小切手法詳論（上）四六四頁）がこれである。

二 第一説 白地手形の除権判決には消極的効力のみが生ずるにすぎず、完成（全）手形のように積極的効力まで認められ得ないとする従来の通説は白地手形には未だ手形上の権利を表彰するに至っておらず、除権判決を得ても当然の事ながら、手形上の権利行使はできない。したがって、白地手形の除権判決は専ら白地手形の善意取得を妨げることに意義があると主張する。そこで、白地手形の除権判決取得者は手形上の権利行使を断念して、専ら手形外債権の行使をなすほかない。具体的には支払のために、あるいは担保のために手形を取得していた場合には原因関係上の債権によって、また支払に代えて手形を取得していた場合には利得償還請求権によって権利実現を図るよりほかに方法がないことになる。もっとも、後者の場合、利得償還請求権は手形債権の消滅を前提とするのが通説である（濱田「利得請求権—手形法小切手法—」が利得償還請求権が衡平の観念から認められたものとするならばこれを認めて差支えない（鈴木手形法小切手法三一—四〇頁。大岡河本・前掲四〇三頁）。なお、除権判決取得者が利得者と直接当事者関係にない場合に原因関係上の債権行使を受けた中間義務者が支払に代えて手形の振出交付を利得者から受けているときは原因関係上の債

務履行と引換に利得償還請求権の譲渡を受けることができると考えられる（反対、前田・一七五頁）。さらに、除権判決を得なければ果して利得償還請求権の行使ができないかという問題が関係をしてくが、この場合、除権判決の申立は善意取得者の出現を妨げる目的でなされたものであって、最初から利得償還請求権による権利実現を目的とする場合に除権判決をうることを必要としなるとする通説判例と矛盾するものではない。ところが、(1)原因債権あるいは利得償還請求権の行使しか認めないとすると資格授与的効力を持つ手形上の権利行使と異って権利者の立場を弱める点と(2)原因関係上の権利行使に際して返還義務のある手形の代りに除権判決を必要とするとしても現在の通説判例（最判昭和六年四月六日民集二六卷三九四—三五頁）によれば除権判決によって、除権判決前の手形の善意取得者の実質的権利まで否定されることはなく、債務者は原因関係上の債務と手形の善意取得者に対する債務の二重弁済の危険を負わされる（原因債務履行済の抗弁は善意取得者に対抗することができない）点など除権判決の意義に対する疑念と除権判決取得者の保護に欠ける点が指摘されるに至った。

三 そこで、(1)白地手形の除権判決に消極的効力を認めるだけでは完成手形の除権判決取得者と懸隔ができ、(2)白地手形の除権判決取得者にも積極的効力を認めなければ除権判決をうる利益が殆んど認められない（ただし、振出人の場合を除く）との理由から、除権判決に積極的効力をも認めるべきであるとするのが最近の学説判例の趨勢である。しかし、白地手形の除権判

決取得者が除権判決そのままでは権利行使ができないことはいうまでもない。もともとならぬ権利も表彰されない白地手形の除権判決では権利行使ができないからであり、なんらかの権利（補充権乃至その行使を停止条件とする条件付の手形上の権利）を表彰しているにしても除権判決はその白地手形を所持していたままの状態を回復するにすぎないからである。白地手形のままで有効な権利行使が認められない以上、これに代る除権判決による権利行使は認められない。そこで、有効な権利行使をするためには除権判決によって白地手形の再交付を受け、これに補充して完成手形にする必要がある。除権判決は白地手形そのものではないので補充権の行使ができないからとするのが第二説である。その再交付請求権の理論的根拠としては、(1)白地手形であれその取得者と振出人との間に手形関係が存在し、その手形関係を支配する信義則に基づき再発行請求権を認めるべきであるとするもの（（前掲名古屋）と、（地裁判決））と、(2)商法二三〇条を確認規定ないし例示的規定と解し、したがって商法二三〇条を類推して再交付請求権を認めるべきであるとするものに分れる。しかし、(1)の理論構成は手形関係に信義則の適用を論ずる以前に白地手形に手形債権が表彰されていないとする通常の考え方を採る限り難点があり、(2)の手形の再交付請求権を商法二三〇条に求める見解は除権判決一般に新証券の交付請求権を認めるという考え方に外ならず、この事は民訴七八五条の立言よりすれば到底導くことができない解釈というほかなく、商法

二三〇条はその沿革よりして民訴七八五条の原則に対する特則と考えるのが自然であり（（田中（耕）改正会社法論五〇四）、（頁大隅健一）、（商社法論二二二頁））、新株券の再発行は株式という継続的権利の移転のために必要上認められたもので、手形債権のように一回限りの権利行使のために再交付を認めることは（稀ではあるが）手形サイトが長期の場合あるいは満期白地の場合の手形の再流通をも保障することとなり、このことは完成手形の除権判決取得者と比較して白地手形を優遇する不当な結果となる。それゆえ、再交付請求権はイタリヤ手形法九二条一項の様に満期未到来の手形、あるいは白地手形の除権判決に複本（*duplícato*）交付請求権を認めている場合は別として、明文規定のない我国においてこれを積極に解する根拠にとばしい（本件の場合と異り手形の善意取得者に複本を手させることが實際的技術的に容易であるかどうかの問題がある）。

四 第三説は白地手形の除権判決取得者は除権判決と補充権の行使、すなわちその内容をなす意思表示に基づいて権利行使が直ちに認めらるゝとするが、その理由として、(1)白地手形の再交付請求権は明文の規定がなく立法論としてはともかく、現行法の下ではこれを認めることはできない。(2)また、除権判決による再交付請求権を認めるとしても再交付を請求することは迂遠であるし、再交付を受け得ない場合を考えれば除権判決取得者の保護に欠ける点が多いことなどを挙げる。これと同じ考え方に立つ説として、除権判決書に補充の意思を明記した書面を

付して支払請求をなし得るとの説がある。この説は意思表示と除権判決では手形の呈示証券性受戻証券性との関連で別紙を必要とするとの考えと思われるが、白地手形の除権判決に呈示証券性受戻証券性を必要とする理由はなく、かつこの場合技術的に受取証を別に必要とすると考えられるので、意思表示を書面にすることを不可欠の要件とする必要はない（この受取証はのちに当該白地手形の善意取得者、即ち実質的権利者からの権利行使に対する免責を主張するために必要である（手形法四〇））。

五 卑見 白地手形に關して主觀説を採るのが通説判例の立場であるが（竹田・前掲九四頁。大隅・前掲九七頁。伊沢・手形法小切手法三五八頁。三井・前掲四九頁。石井・手形法小切手法一八六頁。大判昭和五年一月二三日集九卷九七六頁。大判昭和七年五月三〇日集一一卷一〇四一頁）、この主觀説によれば、本来白地手形にはなんらの権利も表彰してなく、このような白地手形に除権判決を認めるのは専ら消極的効力、つまり白地手形証券を無効にして少くとも除権判決以後の善意取得を妨げる事にあるとする従来の通説乃至多數説の立場は理論的に正当であつたといふことができる。しかしながら、白地手形の除権判決に消極的効力のみしか認めないとすると積極的に公示催告及び除権判決を受ける価値にとぼしく（二の第一説の（批判）に參照）、除権判決取得者の保護に欠ける点があり、白地手形の除権判決にも完成手形と同様に積極的効力をも認むべきであるとする近時の多數説ならびに判例の立場を支持すべきであると愚考する。そこで、次に第二説か第三説のいずれを採るべきかが問題となるが、単に除権判決は手形証券そのものではないとの理由だけで除権判決と意思表示

による権利行使は認められず、白地手形の再発行を求め、それに補充して然る後に権利行使をすべきであるとする第二説は理論的實際的両面における積極的論拠に欠けるといふべきである。（もつとも、最近の判例の趨勢（最判昭和四六年一月一六日（民集二五卷一一号一一七三頁））を見るならば客觀説に拠るものと考えられ、もし客觀説をとるならば、白地手形には抽象的な無因的かつ無限定の補充権が表彰されているとするのが正統的な考え方であるがゆえに白地手形の再交付を求めなければ補充権の行使ができないとする考え方は論旨一貫しているものといふことができる。この場合、除権判決によつて抽象的な無因的無限定の補充権まで無効になるのではないか（民訴七八（四參照））、また除権判決をうけた無因的補充権と複本上の補充権との同一性の問題がある）。それにしても再発行請求権については明文の規定がなく、手形サイトの長い場合、満期欄白地の場合には複本の流通まで認めるといふ除権判決の本旨を越えた結果を招来することとなり、複本の善意取得者と正本の善意取得者（実質的権利者）の対立という新たな困難な問題が生ずるといふ難点がある。それゆえ、現行法上は除権判決と手形外の意思表示でもって直ちに権利行使を認める第三説が手形決済の迅速性という手形法の要請に合致して最も妥当な結論と愚考する。（梶山 純）